

特定非営利活動法人Heart to Heart 設立趣旨書

1. 設立の趣旨

我が国における令和2年6月末現在の中長期在留者数は257万6,622人、特別永住者数は30万9,282人となり、これらを合わせた在留外国人数は288万5,904人にものぼります。中でも外国人留学生や技能実習生は、労働力人口の減少、人材不足に悩む我が国にとっては貴重な存在として重宝されており、今後ますます、その重要性が増して行くことが想定されます。

このような状況の中、実際に在留、訪日している外国人の方々にとって、日本国内における日常生活、就労、移動等などは、言語の違いはもとより、文化、風習の違いや更には諸外国に比べて物価が非常に高いと言われている現状など様々な要因により、非常に困難な状況に陥ってしまうケースも見受けられます。

また、令和2年2月以降、新型コロナウイルスの影響により、我が国に夢と希望を持って来日した人が勤務先の都合で働くことが出来なくなり困窮している、又は経済的に就学を続けることが困難になってしまった等の理由で途方に暮れている方々が非常に増えています。

これらの状況は諸外国との相互理解の増進、国際協力の推進にとって大きな妨げになっており、政府のみならず、民間の立場からも在日、訪日外国人に対し様々な支援を積極的に行う必要があると考えます。

そこで、日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業として、日本在住の外国人に対して、通訳、宿泊、日用品や食糧の支援をはじめ、法律及び労務相談や失業者に対する就労支援を行い、外国人の方が日本で健全な生活を送ることが出来るよう活動して参ります。

また、国際協力の推進などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業を行い、他団体の活動に積極的に参加、協力することによって、より一層、国際協力の推進を図って参ります。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人Heart to Heartを設立することにしました。

この法人は、広く一般市民、特に在日外国人の方々に対して、日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業等を行い、国際協力の推進を図り、もって公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。